

# 新型コロナウイルス感染症対策について（第四十四号）

## ～ 市施設の利用制限の一部緩和 ～

令和4年3月22日

天 理 市

天理市教育委員会

本年1月から全国的に急増した新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少に転じ、重症者数や死亡者数も改善傾向が見られます。そして、このような状況を受け、昨日をもって18都道府県に適用されていたまん延防止等重点措置についても解除されました。

しかし、新規感染者数が減少傾向にあるもののその下がり方は鈍く、また、より強い感染力が懸念されるオミクロン株の亜種「BA.2」の感染者が本県を含め一部の都府県で確認されるなど、今後の再拡大にも警戒を要するところです。

そうした状況から、近隣府県において重点措置が解除されても第6波は未だ収束していないという自覚を持った行動が求められ、行動制限も徐々に緩和することが必要と考えられることから、対策方針（第四十三号）でお知らせした市施設の利用に係る制限については、段階的に緩和することとし、本日から一部の制限を緩和の上、下記により実施することとしましたので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の感染状況の推移等に応じ、利用制限の内容等は適宜見直していくものとします。

### 記

#### 1 施設の利用に係る原則

市の施設の利用については、次に掲げる事項を原則とし、利用申込み時に活動内容等に基づき可否を検討するものとする。

##### (1) 利用人数

各施設（体育施設、市管理の公園等を除く。）において、座席を有するなど定員の明確な場所については当該定員の50%以内とし、会議室等定員の明確ではない場所については、有効面積に対して4平方メートルにつき1名の割合で算出した人数を上限とする。ただし、大声の発生が想定されない活動等で、人と人との距離間隔（座席を1席空ける又は触れ合わない程度）を確保できる場合については、状況に応じて定員の50%以上又は上限を超えた人数の利用も認めるものとする。

なお、体育施設、市管理の公園等については、「市施設の開館状況一覧表」のとおりとする。

##### ※ 大声の発生が想定されない活動

総会・会議、語学・パソコン講座等の座学、映画鑑賞会、囲碁・将棋、華道等

##### (2) 飲食の制限

施設内（屋内）における飲食（水分補給を除く。）は、禁止する。

なお、屋外（敷地内）であっても、不特定多数の者が、管理されない状況での飲食は不可とする。

##### (3) 感染防止対策の遵守

施設の利用に当たっては、別紙の基本的感染防止対策を遵守することについて同意（書面）を得た場合に許可するものとする。

なお、別紙の基本的対策に加え、施設ごとに遵守すべき対策を定めることも可とし、その場合は、当該施設が別に定める書面により同意を得るものとする。

## 2 施設ごとの開館状況等

施設ごとの開館状況、利用基準等は、「市施設の開館状況一覧表」をご確認ください。

なお、市文化センターについては、現在、本市のワクチン集団接種会場として使用のため、図書館業務を除き、すべての貸館を令和4年9月末まで休止します（ワクチンの接種状況等により、休止期間を延長する可能性もあります。）。

各施設を利用する際の詳細については、各施設に直接お問い合わせください。

## 3 市民の皆さまへのお願い

下記の点について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 感染再拡大防止のため、三密の回避、人との距離の確保、マスクの着用、手洗い・手指の消毒、換気等の基本的な感染対策をしっかりと継続していくことが重要です。
- (2) 感染者の判明に伴い、濃厚接触者となったことにより、また、学校において休校等の措置が取られた等により自宅待機となった場合などにおいては、待機としている意味をよくご理解していただき、不要不急の外出等をお控えください。

以 上

## 別紙

### 遵守すべき基本的感染防止対策（各施設共通事項）兼同意書

- 1 利用人数を守ること。
- 2 発熱（体温が37.5度以上がある状態）、咳等の症状がある場合は利用を控える。  
また、利用前に代表者、主催者等により、利用者に対して検温を行うこと。
- 3 施設利用前後に手指の消毒を行うこと。
- 4 施設利用時はマスクを着用すること。（健康上の特段の理由により、マスクの着用が難しい場合を除く。）  
※ 健康上の特段の理由
  - ① 呼吸困難や呼吸による胸や背中の痛みを伴う場合
  - ② かぶれ、腫れ、痛みなど、外的な刺激を伴う場合
  - ③ 圧迫感、不安感、パニックに陥るなど、精神的な苦痛、感覚異常や神経過敏を伴う場合 等
- 5 施設内（屋内）においての飲食（水分補給を除く。）は、禁止する。  
なお、屋外（敷地内）であっても、不特定多数の者が、管理されない状況での飲食は不可とする。
- 6 人と人との距離を1m以上取ること。
- 7 屋内施設については、部屋の換気は小まめ（利用前後・休憩時等）に行うこと。
- 8 代表者は、利用者全員の連絡先を把握しておくこと。
- 9 その他、施設管理者の指示に従うこと。
- 10 上記1～9の対策について、遵守されない場合は、利用を中断する可能性があること。

上記の感染防止対策について理解し、遵守したうえで施設を利用します。

令和 年 月 日

利用者（団体）名	
代表者(担当者)名 及び 連絡先	

## 市施設の開館状況一覧表

R4.3.22現在

施設名	各施設の開館状況	担当課／電話番号 (市外局番0743)
天理駅前広場コフフン	利用可 ※利用についての詳細は施設または所管課へお問い合わせください。	総合政策課 63-1001(内線463)
Art Space TARN	一般的感染防止対策の徹底を条件に利用可	文化センター 63-5779
駅中食堂ピクトン (柳本駅舎内)	10時から15時に限定して営業	総合政策課 63-1001(内線463)
トレイルセンター	一般的感染防止対策を徹底した上で通常どおり開館	産業振興館 63-1242
パークサイドキッチン	一般的感染防止対策を徹底した上で通常営業	総合政策課 63-1001(内線463)
天理市観光物産センター	一般的感染防止対策を徹底した上で通常どおり開館	産業振興課 63-1001(内線271)
市立公民館(12館)	<p>感染防止対策を徹底した上で、下記の条件のもと、貸館。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会議室の利用人数は、概ね会議室有効面積÷4㎡の数値を利用制限人数とする。</li> <li>2. 健康体操、ヨガ(密閉状態で高温多湿の空間で行うホットヨガを除く)、太極拳(発声を伴うものを除く)については、使用する会議室等の利用制限人数の50%以内で利用可能</li> <li>3. 調理実習室については、調理台1台につき4人以内を目安とし、完成した料理を持ち帰りとした上で、利用可能とする。</li> <li>4. 「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い」次の活動については、引き続き利用をお控え願います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・近距離で一斉に大きな声で話したり、発したりする活動(合唱、カラオケを含む)</li> <li>・管楽器演奏</li> <li>・密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする運動</li> </ul> </li> </ol> <p>※その他、詳細については施設または担当課へお問い合わせください。</p>	<p>東部公民館 63-3941 丹波市公民館 62-3223 前栽公民館 62-4569 井戸堂公民館 63-2241 二階堂公民館 64-1529 朝和公民館 66-0001 櫛本公民館 65-0801 柳本公民館 66-1004 式上公民館 67-0002 福住公民館 69-2001 山田公民館 69-2012 祝徳公民館 62-0295</p> <p>市民総活躍推進課 63-1001(内線:514)</p>

<p>市民活動交流プラザ</p>	<p>感染防止対策を徹底した上で、下記の条件のもと、貸館。  1. 会議室の利用人数は、概ね会議室有効面積÷4㎡の数値を利用制限人数とする。  2. 健康体操、ヨガ(密閉状態で高温多湿の空間で行うホットヨガを除く)、太極拳(発声を伴うものを除く)については、使用する会議室等の利用制限人数の50%以内で利用可能  3. 「感染症対策を講じてもお感染リスクが高い」次の活動については、引き続き利用をお控え願います。  ・近距離で一斉に大きな声で話したり、発したりする活動(合唱、カラオケを含む)  ・管楽器演奏  ・密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする運動  ※その他、詳細については施設または担当課へお問い合わせください。</p>	<p>市民活動交流プラザ 68-2666</p> <p>市民総活躍推進課 63-1001(内線:429)</p>
<p>人権センター</p>	<p>感染防止対策を徹底した上で、下記の条件のもと、貸館。  1. 大会議室・研修室の利用は15名まで  2. 1F相談室利用は4名まで、2F相談室利用は7名まで  3.活動の中でも「感染症対策を講じてもお感染のリスクが特に高い」以下の活動については、引き続き、お控え願います。  ・近距離で一斉に大きな声で話したり、発したりする活動(合唱・カラオケを含む)  ※その他、詳細については施設へお問い合わせください。</p>	<p>人権センター 65-0146</p>
<p>石上児童館</p>	<p>感染防止対策を徹底した上で、下記の条件のもと、開館。  1.来館児童数の上限を設定している(最大15名)。各部屋の利用人数においても、有効面積に対して4平方メートルにつき1名の割合を上限利用人数としている。  2.飲食を伴う行事は、当面の間、中止とする。  ※その他、詳細については施設へお問い合わせください。</p>	<p>石上児童館 65-3825</p>

<p>嘉幡コミュニティセンター</p>	<p>感染防止対策を徹底した上で、下記の条件のもと貸館。  1. 1階研修室(和室)のみ、感染症対策(検温・消毒・換気など)を徹底し、利用人数を制限し実施。  2. 「感染症対策を講じてもお感染症のリスクが特に高い」次の活動については、引き続きお控え願います。  ・近距離で大きな声で話したり、発したりする活動(合唱・カラオケを含む)等。  ※その他、詳細については施設へお問い合わせください。</p>	<p>嘉幡コミュニティセンター 64-0971</p>
<p>嘉幡児童館</p>	<p>感染防止対策を徹底した上で、下記の条件のもと開館。  1. 来館者(児童)数については、25名までとする。  2. 館内での飲食を伴う行事(料理教室でテイクアウトのものを除く)については、当面中止とします。  ※その他、詳細については施設へお問い合わせください。</p>	<p>嘉幡児童館 64-2101</p>
<p>御経野コミュニティセンター</p>	<p>感染防止対策を徹底した上で、下記の条件のもと、貸館。  1. 大会議室の利用は13名まで  2. 研修室の利用は8名まで、相談室の利用は2名まで  3. 健康・介護予防体操、ヨガ(密閉状態で高温多湿の空間で行うホットヨガを除く)、太極拳(発声を伴うものを除く)については、使用する会議室等の制限人数の50%以内で利用可能  4. 「感染症対策を講じてもお感染のリスクが特に高い」次の活動については、引き続き、お控え願います。  ・近距離で一斉に大きな声で話したり、発したりする活動(合唱・カラオケを含む)  ・近距離で行う管楽器演奏  ・密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする運動  ※その他、詳細については施設へお問い合わせください。</p>	<p>御経野コミュニティセンター 63-4607</p>
<p>御経野児童館</p>	<p>学年ごとに来館できる曜日と時間を決めて児童の受け入れを行っています。初めて来館を希望される場合は、事前に施設へお問い合わせください。  ※来館する児童数に偏りがあった場合には、曜日等の変更や部屋の移動をお願いすることがあります。</p>	<p>御経野児童館 63-0436</p>

<p>【屋内体育施設】 総合体育館、三島体育館、二階堂体育館</p>	<p>感染予防対策に係る許可条件を遵守していただくことを前提に、ご利用いただけます。許可条件の詳細は、HPに記載の「利用に際しての条件など」をご覧ください。</p> <p><a href="https://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/kurasibunkabu/sport/sinkou/taiku_shisetsu/9188.html">https://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/kurasibunkabu/sport/sinkou/taiku_shisetsu/9188.html</a></p> <p>【総合体育館】 1. 総合体育館は主競技場全面使用の場合100名以内、半面使用の場合50名以内、3分の1利用の場合30名以内、サブ競技場は30名以内の利用とします。 2. ボルダリングは、2名以内、個人での使用 3. トレーニング室の使用は、同時に12名以内で1時間制・2時間制・フリーパスでの利用が可能です。利用可能時間は9時から20時まで、ご利用いただけます。 4. 選手控室の利用は、20名以内、研修室の利用は5名以内とし、更衣室及びシャワー室の利用は、同時に10名以内とします。 5. 観覧席については、間隔を空けて50%(450席)以内での利用を可能とします。 【三島体育館及び二階堂体育館】 全面で50名以内、半面で25名以内の利用とします。</p>	<p>文化スポーツ振興課 63-1001 (内線551・552)</p>
<p>【屋外体育施設】 長柄運動公園(健民運動場、庭球場)、二階堂運動場、グラウンド・ゴルフ場、白川ダム運動場、福住運動場・庭球場、天理ダム運動場</p>	<p>【運動場】 長柄運動公園内の健民運動場第1グラウンド、第2グラウンド及び二階堂運動場、白川ダム運動場、福住運動場、天理ダム運動場は、それぞれ100名以内で全面使用していただけます。 白川ダム運動場内のゲートボール場は、30名以内で使用していただけます。 【庭球場】 長柄運動公園内の庭球場、福住庭球場については、各コートにつき12名以内で使用していただけます。 【グラウンドゴルフ場】 グラウンドゴルフ場については、各コース、午前・午後の部とも最大50名以内で使用していただけます。ただし、1ホールに複数の組が密集しないように前の組がホールアウトした後、次の組がプレーを開始することを遵守してください。</p>	
<p>文化センター</p>	<p><u>※令和4年9月末日までの間、ワクチン集団接種会場として使用するため、すべての貸館を休止いたします。(ワクチンの接種状況等により、休止期間を延長する可能性もあります。)</u></p>	<p>文化センター 63-5779</p>

市民会館	<p>【やまのべホール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人数制限 400名 (歓声が起きないイベント内容でクラシック、演劇、講演会、式典、ダンスなど)</li> </ul> <p>【会議室等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人数制限 3階大会議室は概ね50名以下(研修会、講演会等)に限る。</li> <li>その他の会議室等について、 (中会議室、20名、小会議室10名、和室5名、楽屋(小)10名、楽屋(大)20名までとします。)</li> <li>・利用制限 → 会議、講演会、研修会等に限る。</li> <li>・ダンス等(社交ダンス、激しいダンス)など中止とします。</li> </ul>	市民会館 62-3095
天理駅前地下自転車等駐車場	利用可	防災安全課 63-1001 (内線270・272)
天理市放置自転車等保管施設	通常業務中	防災安全課 63-1001 (内線270・272)
市管理の公園	ゲートボール、グラウンドゴルフ等の許可制に該当する団体の競技にかかる利用は50名以内での利用を可とします。 ※その他の許可制に該当する団体の使用は都市整備課までお問い合わせください。	都市整備課 63-1001 (内線:320)
天理ダム風致公園	バーベキュー広場の利用は、イベント等の不特定多数の者が、管理されない状況での飲食は不可とします。	都市整備課 63-1001 (内線:320)
田部公園内のスケート広場、バスケットゴール	利用可 ※密集・密接とならないよう、人との身体的距離を確保して利用してください。	都市整備課 63-1001 (内線:320)
障害者ふれあいセンター	<p>感染防止対策を徹底した上で、下記の条件のもと、貸館。</p> <p>【会議室等について】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大会議室の利用は20名まで</li> <li>2. その他会議室の利用は10名まで</li> <li>3. 健康・介護予防体操、ヨガ(密閉状態で高温多湿の空間で行うホットヨガを除く)、太極拳(発声を伴うものを除く)については、使用する会議室等の利用制限人数の50%以内で利用可能</li> <li>4. 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが特に高い」次の活動については、引き続き、お控え願います。 ・近距離で一斉に大きな声で話したり、発したりする活動(合唱・カラオケを含む) ・近距離で行う管楽器演奏 ・密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする運動</li> </ol> <p>【体育館について】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全面で50名、半面で25名までの利用とします。</li> </ol> <p>※その他、詳細については施設または天理市社会福祉協議会(61-2200)へお問い合わせください。</p>	障害者ふれあいセンター 67-2188

地域包括ケア広場 (メディカルセンター2階)	感染予防対策に係る許可条件を遵守していただくことを前提に、ご利用いただけます。 「いきいきはつらつ教室」のご利用については左記までご連絡ください。	まちかど相談室 85-6656
多世代交流広場	感染予防対策に係る許可条件を遵守していただくことを前提に、ご利用いただけます。 利用人数50名まで	ふるさと園 67-0161 (福祉政策課)
天理市子育て世代すこやか支援センターはぐーる	再開 ・すこやかホール(要予約・定員10名程度で2部制) ・託児(要予約) ※前日正午までにご連絡ください ・貸館(要予約・定員10名まで) ※事前に3組以上のグループの登録が必要です ・子育て相談、絵本貸出、身体計測は通常通り実施 ・母子手帳発行(要予約:63-1001 内線777)	児童福祉課 はぐーる 63-1001(内線:896)
天理市療育教室 杉の子学級	・集団療育を少人数で実施 ・個別療育は実施	児童福祉課 63-4598(直通)
保健センター	・4ヶ月児健診は、個別医療機関で実施しています。 ・10ヶ月児健診は、中止しています。 ・1歳9ヶ月児健診と3歳児健診は、保健センターでの時間予約制に変更して実施しています。 * 歯科検診は、歯科医院での実施となります。 詳細については、市ホームページをご覧ください。	健康推進課 63-1001 (内線777)
産業振興館	開館時間は平日17時まで。土日祝日は当面の間休館します。 1階フリースペースの利用を当面の間は制限。	産業振興館 63-1242
各学校施設開放 (屋外・屋内運動場)	詳細は担当課へお問い合わせください。	教育総務課 63-1001 (内線525)
前裁小・井戸堂小 (多目的教室)	詳細は担当課へお問い合わせください。	教育総務課 63-1001 (内線525)
教育総合センター	・教育相談・夢てんりは通常通り実施(各相談予約者と相談のうえ実施) ・適応指導教室は通常通り実施 (原則、小・中学校の開校日に合わせて開室)	教育総合センター 63-0316
黒塚古墳展示館	開館	文化財課 65-5720
図書館	・天理市在住、在学、在勤の方に限り、図書の貸し出し及び返却を行う。 休館日:月曜日。 開館時間:午前9時から午後5時まで 詳しくは図書館ホームページをご覧ください。  <a href="#">天理市図書館</a>	図書館 63-0739
天理市聖苑	感染防止対策を徹底した上で、参列される方の入場は17名程度以内、収骨室の入場は10名程度以内	環境政策課 63-1001 (内線:265)